

処 分 基 準

平成18年7月26日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課駐車対策係
備 考：

別添 処分量定の基準

前 歴	累積点数 車種	2点又は 3点	4点又は 5点	6点から8点 (過労運転 は6点)	9点以上 (過労運転 は12点以上)
	な し	大型車等			30日
普通車				20日	30日
二輪車等				10日	15日
一 回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二 回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三 回 以 上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

注：1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。